

## 10.1 災（わざはい）という字

今年は、いろんな災害が起こりますねえ。

ゲリラ豪雨や竜巻なんて、今まで稀にしか起こらなかったのに、このところ、立て続けに被害が出ているところを見ると、やはり、異常気象の時代が到来したのですかね。

歴史を見てますと、数百年に一度くらいの割合で、地震や津波、洪水や大火事、果ては流行(はやり)病いや飢饉など、一度に、いろんな大災害が押し寄せる時期があるんですね。

150年ほど前の、幕末の安政の時代では、大災害が次から次へと起こって、開国の外圧と相まって、幕府は崩壊。

指導者が無能で、自分たちの利益を守ることしか頭にないと、大きな変革につながっていくのですね。

今の時代、何となくよく似ているようで、心配ですねえ。

いや、くわばらくわばら、このところ、個人的に自分に降りかかった災厄だけでも大変なのに、この上災害に襲われるのは勘弁して欲しいなあ。

年末、今年の漢字が「災」なんていうのは、御免蒙りますね。

ところで、「災」という漢字は、「𡗗」という字と「火」という字が合体したのですが、「𡗗」は、もともと川から来た字で、川の水が曲がったり、せき止められて溢れる状態を示したもののなんですね。

「火」は、文字通り、火災のことですから、「災」は、「洪水」と「火災」という二つの典型的な災害を表した字なんですね。

まあ、最近では、この二つ以外に、原子力とか、竜巻とか、ゲリラ豪雨とか、この世界も多様化が進んでいるようで、そのうち、この字も新しくしなければいけなくなるかも知れませんね。

ところで、中国生まれの「災」という漢字、日本では訓読みで「わざわい」と呼ばれてますが、これも、「わざ」という部分と「はい」という部分からなっている合体語なんですね。

「わざ」は、漢字で書くと「業」で、これは、古来、鬼神のなせる「わざ」と考えられていました。

「はい」は「ありさま」という意味ですから、

合わせると、「わざわい」というのは、突然、鬼神が引き起こした現象。

昔の人びとは、人がコントロールできないものを、鬼神の仕業と考えたのですね。

まあ、今でも、「原子力」などは、人間がコントロールできない段階にあるにも関わらず、

一部のムラの嘘つきグループが、政治家と一緒にコントロールできると強弁して強引に進めてきたのですが、挙げ句、やっぱり「鬼神」だったのかと一般国民は思い知らされたのですけどね。

あ、そういえば、汚染水すらろくにコントロールできてもないのに、地球の裏側で、どこかの国の嘘つき首相が、大見得切っちゃって、大丈夫なんですかね。

時間が経てば、みんなにわかってしまうことなのね。

そもそも、メルトダウンした炉心がどこにあるのか、どういう状態になっているかもわからないで、閘雲に大量の水を注ぎ込んでいるだけなのに、どうして汚染水のコントロールができるなんて言えるんでしょうかね。

まあ、この辺りは、実は、人の強欲が鬼神の根源かも知れないのですがね。

ところで、「災い」は「被害」を伴うのが普通なんで、この二つの言葉が合体すると「災害」と呼ばれますね。

いくら「災い」が起こっても、人や社会に被害がないなら「災害」とは言わないのですよ。

被害がないのであれば、被災者を救助する必要もないし、災害復旧をする必要もありませんからね。

ただね、先日の竜巻のニュースを聞いていて気になったのは、国から支援を受けられる「災害」に当たるためには、かなりの規模の「被害」があることが必要とされているようで、常識的には災害でも、壊れた住まいが少ないと、法的には「災害」に当たらず、国から支援金がでないということでした。

コレ、なにか変ですよ。

被害を受けた被災者から見れば、同じなのね。

例によって、おかしなことは調べるのが、私の癖。

で、調べたんですが、なかなか説明するのが難しい。

この制度、もともと、災害で住宅をなくした被災者に対して、地方自治体が金銭支援するという考えに立ったものなんですけど、災害規模が大きくなると、地方自治体の負担も大変だから、一定規模以上の災害については、地方自治体の負担を少なくするために、国も直接資金を出して、併せて被災者を支援するというものなんです。

ですから、ある程度以上の規模の災害（原則 10 戸以上が全壊）の場合にはこの制度を根拠にお金が出るのですが、小規模なものは、それぞれの自治体が、全額負担することを前提に、被災者を支援する必要があるかどうかを決めるというのです。

おわかりになりました？

なんだか、わかりにくいですね。

要するに、被害が一定規模未満の場合は、負担も少なく済むから、自治体が出すかどうかを決めるという考えなんです。

地方分権が良いことだらけのように言われてきたけれど、どうも、こういうニュースが流れるのは、お金を出さない自治体があるということのようだから、地方分権も現実には良いことだらけとも言えないようですねえ。

## 11.24 安政という時代

幕末、安政と言えば、彦根藩主大老井伊直弼による「安政の大獄」を思い起こす方が多いと思います。

安政の大獄が実施されたのは、安政五年九月ですが、その一年半後、安政七年三月に桜田門外の変で井伊大老は暗殺され、徳川幕府の命運は尽きるのです。



安政の時代は、1854年から1860年までの足かけ7年に及ぶのですが、このあと、万延、文久、元治、慶応と、目まぐるしく変わる激動の歳月を経て、僅か8年後に明治の時代を迎えることになります。

私たちは、この幕末期を専ら、政治の面から眺めることが多いのですが、私自身は、安政の時代を別の視点から眺める必要があると考えています。

余り知られていないと思うのですが、安政の7年間は、我が国に、大地震、大洪水、疫病の大流行など様々な不幸が一挙に襲いかかった異常な時代でした。

日本の歴史を眺めていますと、なぜか何百年かに一度、災いの時代とでも言うのでしょうか、様々なわざわいが一度に襲いかかってくる時期を見いだすことがあります。

安政の時期は、黒船来襲、攘夷と開国ばかりが取り上げられるのですが、この頃のわが国の社会は、大災害と疫病で物情騒然という状況に陥り、このことが、幕府政治にトドメを刺したような気がします。

安政年間に起こった主な出来事を見てみますと、

安政元年(1854)には、僅か4日の間に、三つの大地震が連続して起こり、津波が沿岸を襲って1万人を遙かに超える死者がでます。

11月4日 「安政東海地震」 (愛知・静岡の南) M8.4

11月5日 「安政南海地震」 (和歌山・徳島の南) M8.4

11月7日 「豊予地震」 (大分と愛媛の間) M7.4

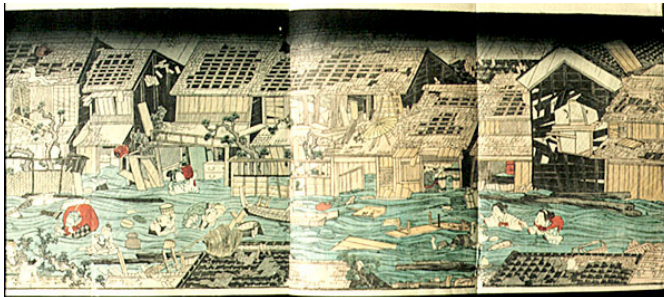
ちなみに、安政東海地震では、開国を迫って我が国に来ていたプチャーチン率いるロシア軍艦が下田で津波に襲われて沈没しています。



続く安政二年(1855)には、3月に江戸が大火に襲われ、その後10月には、復興したばかりの江戸の街に直下型地震(安政江戸地震)が襲いかかり、7千を超える死者が出ます。



安政三年(1856)には、地震から立ち直りつつあった江戸を今度は大洪水が襲い、10万に及ぶ死者が出ます。



安政四年(1857)には、追い打ちをかけるように、今で言うインフルエンザが大流行し、多くの死者を出します。

続く安政五年(1858)には、コレラの蔓延によって、誰彼問わずに、死が襲いかかります。死者は数十万にのぼったと言われています。



この時の状況は、TVドラマではありますが、昨年末放送された「JIN-仁」で、安政にタイムスリップした医師「大沢たかお」扮する「南方仁」が、次々と死んでいく住民に必死に治療をしているのをご覧になった方もおられるはずです。

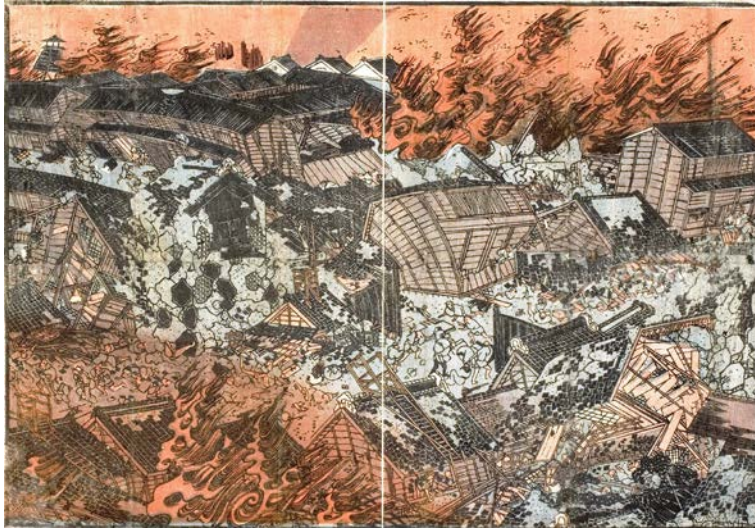
人の力ではどうにもならない地震や洪水、当時の人には原因がわからなかった疫病の大流行によって、人々は、長い間続いた幕府が終わりを迎えつつあることを感じとっていたような気がします。



## 11.25 安政江戸地震

先日話に上った「安政江戸地震」は、安政二年に発生した直下型の内陸地震なのですが、この地震、エネルギー規模はM6.9 とそれほど大きくはなかったにも関わらず、江戸の町の直下、少し浅いところで生じたために、甚大な被害が生じました。

この地震による死者は約 7 千人と推定されていますが、このうち、江戸市中の町方の死者は約 4700 人、負傷者 2800 人、倒壊家屋は 1 万 6000 と記録されています。



このとき小石川にあった水戸藩邸は全壊して、徳川斉昭の腹心で、藩の理論的支柱だった藤田東湖や有能な家老戸田忠太夫が死亡します。

藩の革新派官僚として斉昭の藩政改革の中心だった二人の死は、水戸藩にとって大打撃でした。この時期から、水戸藩の尊皇攘夷派の暴走が始まります。

幕府の方針である開国に反対して、激しい尊皇攘夷の主張をする水戸藩は、井伊大老を中心とする開国やむなし派と激突し、斉昭は幕政から追われ、やがて安政の大獄で処分者を出して、斉昭は永蟄居。これが、安政 7 年の桜田門外の変につながっていきます。

歴史の上で「もし」を考えることはタブーですが、もし千年に一度の安政江戸地震がこのときに発生していなかったなら、幕末の 10 年間は大きくその様相を異にしたのではないかと、密かに思っている私です。

ところで、この地震の後、幕府は、蘭学者に命じて、オランダの「地震予防説」を翻訳させ、わが国初の地震対策を講じます。わが国初の地震対策とはどんなものだったと思います？

ナマズを飼った！

ブー。

翻訳された「地震予防説」には、『地震は地下に鬱伏せる電気より発するものにして、夫(か)の大気の時令節を失い、雷電空中に起ると一般の理なり』と書いてあるらしいのですが、この翻訳書を元に、地中深く銅でできた柱を打ち込み、「越列幾的児」(エレキテル)を空

中に放出することで、地震を防ごうとしたようです。

今から思うと、思わず笑ってしまうのですが、きっと真剣だったのでしょうねえ。

ところで、幕府は、この地震が発生すると、その日のうちに、被災者に対する救済措置を講じます。そのスピードは、今日私達が想像するよりもずっと迅速だったようです。

当月の担当、南町奉行所は、すぐさま与力同心を招集し、会議を開き、その夜のうちに、9項目の緊急対策を実施することを決め、翌朝これらを実施に移しています。

このときとられた救済措置については、南町奉行所与力、佐久間長敬の記録が残っているのですが、その内容は、次の通りです。

- ①炊き出しの実施、
- ②お救い小屋の建設、
- ③負傷者の救護、治療、
- ④諸問屋に対する日用品の確保命令、
- ⑤売り惜しみ、買い占めの禁止令、
- ⑥職人仲間総代に対する全国からの諸職人の呼集命令、
- ⑦諸物価、手間賃の騰貴防止令、
- ⑧江戸市中の見回り、取り締まり、救助の強化、
- ⑨町名主に対する震災対策の実施要請

このほかに、被災を免れた江戸市民の手によって、手厚い支援活動が行われたことが記録されています。



被災者の数が多かったため、炊き出しも大変だったと思いますし、お救い小屋も膨大な人数を収容できるものでなければならなかったと思います。

炊き出しは、お握り、梅干し、沢庵 2 切れがワンセットになったものを 20 万人分配っていますし、家を失った被災者に対しては、10 月 5 日から 13 日までにお救い小屋を 3000



人分建てて提供し、一日3合の米を支給しています。

さらに、生活手段を失った被災者には一人当たり米5升のお救い米を38万人分支給しています。

どうでしょうか。

その迅速性、実施内容の的確性等、どれをとっても、文句の付けようがありません。



さて、それから150年以上経った現在の制度ではどうなっているか？

現在の災害救助法に基づいて実施される救助は次の通りです。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出し等による食品の給与と飲料水の供給
- ③ 被服、寝具等生活必需品の給与等
- ④ 医療と助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 被災住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金等の給与(実施されていない)
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の処理等

これをご覧になってどう思いましたか？

昔と余り変わらない？

そうなのです。時代が変わり、国民の生活様式が変わり、生活水準が往事と比べられないほどに向上しているのに、被災者が受けられる救助内容はほとんど変わっていないのです。

私は、今、災害救助法に基づいて行われている救助の質は、とても経済一流国とは思えないものだと思いますし、最低生活水準さえ満たしていないような気がします。

私たちは、災害が起こる度に、体育館にシートを敷いただけの避難所に避難している方々から、「もうこんな生活には疲れた。早く元の生活に戻りたい」という切実な声を聞きます。



厚生労働省は、いつまで、このような江戸時代の救助と殆ど変わらない救助を続けるつもりなのでしょうか。

わが国は、災害に遭わないことを祈るしかない、かなり情けない国なのだとすることを痛切に感じざるを得ません。

## 11.26 仮設住宅について

大きな災害になると、予定された避難所は被災者で溢れかえりますし、家をなくして住む場所のない被災者は、長期間にわたって、プライバシーなどない、不自由で悲惨な生活を余儀なくされます。

住まいを失い、自力では住宅の再建が難しい被災者に対しては、「応急仮設住宅」が提供されることは、よく知られていますね。

避難所で酷い生活を強いられている被災者にとって、切実なのは「いつまでに応急仮設住宅に入れるのか」ということですが、これもなかなかそう早くというわけにはいかないようです。

大災害になると、必要な数の応急仮設住宅を建設、提供することは容易なことではありません。

まず、仮設住宅を建てる場所ですが、1軒や2軒ならともかく、数が多いと、場所を確保するのは大変難しくなり、結局は、公園とか運動場とかになることが多いようです。

そのような場所には、十分な水道や下水道設備がないのが普通ですから、まず、インフラ施設の整備が必要になるのです。

仮設住宅の本体の多くは、いわゆるプレハブで、工事現場や選挙事務所で見られるものと基本的には同じです。仮設の仮設たるゆえんは、基礎が木の杭を打ったものに置かれていること。



仮設住宅は存続できる期間が限られていて、基本、2年を超えて使うことができません。2年が経つと、入居者は出ていかなければならず、仮設住宅は取り壊されてしまいます。しかし、この2年間の間に、復興公営住宅などの建設が進み、入居者が恒久的住宅に移転できれば良いのですが、大災害の場合はそうも行かず、期間の延長がされるのが普通です。東日本大震災でも、復興状況を見る限り、既に3年が経つというのに仮設住宅からの転居は進んでいないのが現状で、存続期間の延長を行わなければならない仮設住宅が大量に生じてきそうです。

本来、短期間のものとして想定されている仮設住宅ですから、その構造は恒久住宅のよう

なわけにはいかず、隣との境界壁は薄く、暑さや寒さにも対応が十分とは行きません。

もう 10 年以上も前のことですが、阪神淡路の仮設住宅を訪れたことがあります。夏の暑い日でしたが、部屋の温度は 42 度を超えていました。クーラーなしではとても過ごせません。

確かに仮設住宅の家賃は無料ですが、電気代のことを考えると、クーラーはなかなか使えないといっていました。また、冬は、床からの冷たい風で、いくら暖房をしても余り暖かくなれないのだそうです。

避難所の生活から脱出できた当初はともかく、ついの住み処にはほど遠いのです。



3 年も経つと、中には、物理的に基礎の損傷など長期間の存続に耐えられないものもでてきますし、大がかりな改修の必要性が指摘されているものもあるようです。

ところで、仮設住宅(9 坪)の建設にどのくらいの費用がかかりますか？

1 軒 100 万円くらい？

200 万くらい？

いえいえ、なんと 350 万円以上。(国が 240 万円ほど負担します)

これにクーラーなどを付けたり、管理費用を入れますと、実際には 500 万円を超えてしまうのが普通です。

また、用を終えた仮設住宅の取壊し費用とゴミとしての処分費用も入れると、1 軒分の仮設住宅の建設から廃棄までの総費用は、実際には 800 万円を超える場合もあるそうです。

このように見えてくると、大災害の場合には、避難生活からの解消という手段としての仮設住宅の提供は、多くの問題を抱えているようです。

私は思うのです。

もし、仮設住宅の提供を受ける代わりに、350 万円をくれると言ったら、皆さんはどちらを選ぶだろうか。

家賃 10 万円の賃貸住宅を 2 年間借りると、家賃は 240 万円、敷金を払わなければならなかったとしても、仮設住宅より良い生活を営めるのではありませんか？

つい最近まで仮設住宅を所管していた厚生労働省（現在は内閣府に所管が移っています）は、災害救助は、現物供与主義に立っているから、現金の支給など考えられないと言っています。

でも、仮設住宅の提供より、断然こちらの方が安くて済むし、なにより、被災者は、応急仮設住宅が建つまで、悲惨な避難所生活をしなくても済むのです。

お金を渡したら、何に使うかわからない？

それなら、家賃にしか使えない切符の形にしたらどうでしょうか。

今回の東日本大震災では、仮設住宅の建設に代えて、借り上げ仮設住宅という制度を本格的に認めざるを得なくなりましたが、これは、既存の賃貸住宅を被災者が借りて住む場合、一定条件下で応急仮設住宅として認めようというもの。仙台などでは圧倒的に応急仮設よりこちらの方のニーズが高かったようです。当たり前ですよ。

仮設住宅でもいいと仰る方々のためには、自分のうちの庭に仮設住宅を建てることを認めたらいかがでしょうか。これなら、電気も水道も下水道もみんな整備されていますから、すぐに避難所生活から住み慣れた場所に戻れるじゃありませんか。

厚生労働省は、これも、明確に駄目だと言っています。

理由？

戸建て住宅に住んでいる人が有利になるから。

また、2年経っても取り壊さない人が出るから。だそうです。

自分たちは2年を超えて仮設住宅を維持してるのにね。

厚生労働省というお役所は、被災者のことなど全く考えていないのではないかと疑ってしまいます。

江戸時代から変わらないような情けない内容の災害救助ですら、「お情けでしてやっているのだからありがたく思え」といっているように聞こえるのは、私だけでしょうか？



## 8.21 放置した責任

横浜は、このところ連日、34度の猛暑に見舞われていて、立派にお年寄りのグループに入る私など、外に出たら危険という市のお知らせを守って、クーラーの効いた家の中に避難している毎日です。

避難と言えば、今回の広島市の土砂災害は、時間が経つにつれて被害がどんどん大きくなって、今朝のニュースでは死者、行方不明者 90 人という近年ない悲惨なものになっているようです。

ニュースでは、土砂崩れが発生した時間帯が夜中だったこと、広島市が避難指示を出すのが遅かったことが被害を大きくした原因だと言っていました。

確かに、直接的にはその通りかも知れないのですが、私は、もっと本質的な問題が取り上げられる必要があると思うのです。

この安佐北区、安佐南区は、以前にも同じような土砂災害に見舞われて沢山の方が亡くなっておられるのです。

私、個人的にですが、1999年にこの地区に起こった災害に関係したことがあって、今でも鮮明に覚えているのですが、当時私の周りにいた土木系の研究者の方々は、口をそろえて、こんな場所に家を建てさせること自体が間違っている、山に接近しているゾーンや沢筋に当たるゾーンは、開発を禁止しないと何度でも同じことが起きると言っておられました。



この写真は、今回のものではありません。

今から 15 年前の 1999 年の安佐の土砂崩れのもので。

あれから 15 年近く経って、彼らの予測通り、同じことが起こりました。

これは、本当は、自然災害ではなくて、人為災害ではないのか、私にはそう思えたのです。

開発してはいけないことを知っていながら開発し、何も知らない市民にそれらを売る開発業者は、なんの責任も問われないのか。

本来、開発を規制し、危険を公示しなければならない広島市が、15年間何もせず、ほったらかしにしていた責任はどうなっているのか。



これが今回の被災地の写真です。

15年前と違うとすれば、家がぎりぎりまで山に近づいていることでしょうか。

全国には、このような場所が何十万カ所もあって、とても対策工事には手が回らない、という国土交通省の方の言っていることが本当だとすると、ひとまず、土木工事中心の「国土強靱化」計画より先に、「国土危険箇所公示」計画の方が大切な気がしてなりません。せめて、全国の危険箇所で、危険な場所が具体的に明示されれば、住民の方々だって、少しの雨でも早く避難しようという姿勢ができるような気がするのです。

我が国には、土砂災害の危険を防止するため、土砂災害防止法という法に基づいて対応がされていることになっています。でも、どんなに立派な法制度があっても、具体的に、避難体制が用意される警戒区域や開発などが規制される特別警戒区域が指定されないのであれば、なんのための制度かわからないではありませんか。

今回亡くなられた方の無念を少しでも慰めることができるとすれば、危険な場所に開発を認めず、危険な箇所の明示を進めることではないかと、暑さに呆けた頭で思ったのです。

危険な箇所を明らかにするのは、開発できるところが少ない広島市では難しいし、地価が

下落することにつながる警戒区域の指定もなかなかできない、という説明は、何もしないことの言い訳にもならないことは子供でもわかるのです。

被災地の空撮映像を見ていると、まるで、山から「八岐大蛇（やまたのおろち）」が襲ってきたように見えるのは私だけでしょうか。

かつて、「鉄」という新しい高度な文化を得るために、山の木々を無制限に切り倒し、「やまたのおろち」に大切な娘たちを食われていたのと同じ過ちを、自らの都合だけを言い立てて、繰り返してはいけないと私は思うのです。